

桜田・五十嵐税理士法人は、国内税務、国際税務、連結納税、組織再編税制、SPC業務等の幅広い範囲で、知力をクライアントへの付加価値に替えるべく品質の高いアドバイスを行えるように、日々取り組んでいます。

なお、このニュースレターは概略的な内容を紹介する目的で作成しているため、全ての個別具体的なケースに該当するものとは限りません。個別案件についてのご相談、お問い合わせにつきましては、電話またはメールにて弊社にお問い合わせください。

平成 23 年度税制改正法及び

復興財源確保法の成立

積み残しとなっていた平成 23 年度税制改正法案と、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案が、11 月 30 日の参議院本会議で可決・成立、12 月 2 日に公布・施行されました。

本ニュースレターでは、その主な項目についてご紹介しません。

桜田・五十嵐税理士法人
〒150-6018
渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18F
電話 03-5789-5870(代表)
inquiry@skrdp.com

I. 復興特別税

1. 復興特別法人税

<納税義務者>

法人税の納税義務者

<課税事業年度>

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の事業年度(3年間)

<課税標準>

各課税事業年度の基準法人税額(特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除等の適用前における各事業年度の所得に対する法人税の額)

<税率>

10%

2. 復興特別所得税

<納税義務者>

所得税の納税義務者及び所得税の源泉徴収義務者

<課税年度>

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

<課税標準>

下記の区分に応じそれぞれに定める所得税の額(外国税額控除の適用前の所得税額)

- ①非永住者以外の居住者・・・全ての所得に対する所得税額
- ②非永住者・・・国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額
- ③非居住者・・・国内源泉所得に対する所得税の額
- ④内国法人・・・利子・配当等に対する所得税の額
- ⑤外国法人・・・国内源泉所得のうち利子・配当等に対する所得税の額

(注)租税条約の規定により、国内法の規定による源泉所得税が軽減又は免除される利子・配当・使用料等については、復興特別所得税の対象外とされています。

<税率>

2.1%

3. 個人住民税

平成 26 年 6 月から 10 年間、個人住民税の均等割が 1 人あたり年間 1,000 円引き上げられます。

II. 平成 23 年度税制改正

1. 法人税率

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される法人税の税率が以下の通りとなります。

	現 行		改 正 案	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)

(注)租税特別措置法により、「現行」欄のカッコ内は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に、「改正案」欄のカッコ内は、平成 24 年 4 月 1 日以後から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用されます。また、中小法人等の平成 24 年 4 月 1 日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置により現行の税率が適用されます。

なお、上記法人税率の引下げ及び復興特別法人税の創設にともなって、法人実効税率が、40.69%から 38.01%へと引下げられることとなります。

2. 欠損金の繰越控除

- (1)青色欠損金の繰越控除制度及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得金額の 80%相当額とされ、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする連結事業年度の繰越控除前の連結所得金額の 80%相当額とされます。(中小法人等については、現行通り控除限度額に制限はありません。)

上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

- (2)青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が現行の 7 年から 9 年に延長されます。(その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされます。)

上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用されます。

3. 減価償却

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の 2.0 倍(現行 2.5 倍)に縮小されます。

上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度の償却限度額の計算について適用されます。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金制度の適用法人が、中小法人等、銀行、保険会社その他これらに準ずる法人及びこれら以外で売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等に限定されます。

なお、これらの法人以外の法人については、経過措置として、現行法による損金算入限度額に対して、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の開始事業年度は 3/4、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の開始事業年度は 2/4、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の開始事業年度は 1/4 の金額が計上可能となります。

5. 寄附金

(1) 一般寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の 1,000 分の 2.5 相当額と所得の額の 100 分の 2.5 相当額との合計額の 1/4(現行 1/2)と、資本を有しない法人等にあつては所得の金額の 100 分の 1.25 相当額(現行 100 分の 2.5 相当額)とされます。

(2) 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について、資本金等の額の 1,000 分の 3.75 相当額(現行 1,000 分の 2.5 相当額)と所得の金額の 100 分の 6.25 相当額(現行改正前 100 分の 5 相当額)との合計額の 1/2 と、資本を有しない法人等にあつては所得の金額の 100 分の 6.25 相当額(現行 100 分の 5 相当額)とされます。

上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

6. 外国税額控除

(1) 外国税額控除の対象から除外される高率な外国租税の水準が現行の 50%超から 35%超に引下げられます。

(2) 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から除外される非課税国外所得が現行の 2/3 から全額とされます。ただし、経過措置として、2 年間は非課税国外所得の 5/6 が除外されます。

(3) 控除限度額の計算の基礎となる国外所得の 90%制限に係る特例が廃止されます。

上記の(1)の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税について、上記(2)、(3)の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

7. 納税環境整備等

(1) 更正の請求

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間(改正前 1 年)が 5 年に延長され、併せて、課税庁が増額更正できる期間(改正前 3 年のもの)が 5 年に延長され、これにより基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間が全て一致されることとなります。

ただし、贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間(改正前 1 年)については 6 年に、法人税の欠損金に係る更正の請求期間(改正前 1 年)については 9 年にそれぞれ延長され、脱税の場合の課税庁による増額更正期間は、現行どおり 7 年となります。

上記の改正は、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されますが、平成 23 年 12 月 2 日前に法定申告期限が到来し、更正の請求期間を過ぎた国税については、「更正の申出書」(提出期限はそれぞれ法定申告期限から、所得税:3 年以内、法人税:5 年以内(原則)、相続税:3 年以内、贈与税:6 年以内、消費税:3 年以内)を提出することができることとされました。

(2) 当初申告要件の廃止

①当初申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置のうち一定のもの(受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除等)についてその要件が廃止され、更正の請求範囲が拡大されました。

②控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置(受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除等)について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額することができることとされました。

上記の改正は、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。